

		担当課	経営支援課	検索番号	2－1
法令名	中小企業等経営強化法	根拠条項	14－1		
許認可等	経営革新計画の承認				
(根拠規定)					
中小企業等経営強化法					
(経営革新計画の承認)					
第 14 条 特定事業者は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（特定事業者が第 2 条第 5 項第 5 号から第 7 号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあっては当該特定事業者がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、特定事業者が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、特定事業者がその外国関係法人等（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。））であって、特定事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該特定事業者が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、特定事業者が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。					
(許認可等の基準)					
中小企業等経営強化法実施要領					
第 2 経営革新計画の承認基準等					
1 経営革新事業の内容					
承認の対象となる経営革新計画は、新事業活動によって企業の経営の向上に資するものをいい、					
①新商品の開発又は生産					
②新役務の開発又は提供					
③商品の新たな生産又は販売の方式の導入					
④役務の新たな提供の方式の導入					
⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用					
⑥その他の新たな事業活動					
などを内容とする。					
なお、新事業活動とは、個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式を活用する場合も対象とする。ただし、業種ごとに同業の中小企業等における当該技術・方式の導入状況を判断し、既に相当程度普及					

している技術・方式等の導入については対象外とする。

2 計画期間

計画期間は三年間ないし八年間とする。

3 事業期間

事業期間（計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間をいう。）は、三年間ないし五年間とする。

4 経営目標の設定

承認の対象となる経営革新計画には、定量的経営目標を設定しなければならない。経営目標の設定にあたっては、次の各号の経営指標を判断基準とする。

(1) 付加価値額又は一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が3年の場合は3年後の目標伸び率が9%以上、4年の場合は12%以上、5年の場合は15%以上でなければならない。

(2) 給与支給総額について、事業期間が3年の場合は3年後の目標伸び率が4.5%以上、4年の場合は6%以上、5年の場合は7.5%以上でなければならない。

5 経営革新計画の内容

経営革新計画に記載された内容は、次の各号に適合していなければならない。

(1) 法第14条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

(2) 法第14条第2項第3号及び第4号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。

(3) 法第14条第2項第5号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(その他)

中小企業等経営力強化法実施要領

第3 経営革新計画の承認

1 知事は、経営革新計画に係る承認申請書の提出を受けたときは、速やかに第2に照らしその内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、経営革新計画に係る承認通知書（様式第3）を申請者たる特定事業者に交付するものとする。

また、不承認するときは、経営革新計画に係る不承認通知書（様式第4）を申請者たる特定事業者に交付するものとする。

2 知事は、前記1により承認書を交付した場合には、申請書の写しに承認した旨を付記して、速やかに四国経済産業局長あてに送付するものとする。